

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
1 教育相談事業	子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供(小・中高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。</li> <li>・相談総数14,502件のうち、いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が485件(+28件)、Eメール相談が10件(-4件)であった。来所相談では主訴が「いじめ」の延べ件数は8件、主訴が「いじめが背景にある不登校」の延べ件数は85件であった。</li> <li>※()内は昨年度比</li> <li>・電話相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、幼児が6件、小学生が198件、中学生が129件、高校生が133件、その他が19件であった。</li> <li>・子どもと親のサポートセンターでは、教育相談の総合窓口として、必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行ってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを主訴とする相談件数は、Eメール相談で減少したものの、電話相談と来所相談で増加している。特に相談電話については、県民、保護者、教職員(学校)に対して、「子サポ・フリーダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後も教育相談事業、「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である</li> <li>・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。</li> <li>・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業(教育相談セミナーI・II)で資料(リーフレット)を配付したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底をする。</li> <li>・教職員(学校)を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際には詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。</li> <li>・今年度より、校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制の更なる構築に向けた意識の高揚を図る予定である。</li> <li>・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。関係機関との連携をより推進していく。</li> </ul>
2 24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分~17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談総件数は、9,229件(-171件)で、本人からの相談が1,804件であった。電話相談総件数のうち、24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は2,013件(+315件)であった。</li> <li>※()内は昨年度比</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校が休校した影響で、平年よりも相談件数は減っているが、「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒に周知されてきたことがわかる。</li> <li>・相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者や委託業者間で共通理解を図りながら対応することができた。</li> <li>・多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のニーズに応じた相談事業が実施できるよう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。</li> <li>・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含む)等丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。</li> <li>・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。</li> </ul>
3 学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、学識経験者等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、平成22年度より運用を開始し、令和元年度は、2件の案件について協議し、児童生徒課生徒指導いじめ対策室を通じての相談であった。</li> <li>・学校問題の未然防止・早期解決に資する若手教員対象の研修を実施した。本研修では、学校問題対策支援チーム専門家による「学校現場の危機管理(学校問題解決対応能力の向上に向けて)」をテーマとした講演会を実施し、いじめ防止対策についても扱った。</li> <li>・学校の職員研修に学校問題解決支援対策事業の担当職員を派遣する等、ノウハウの普及に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始からこれまでに計49件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、普段聞くことのできない弁護士等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。解決に至るまでの時間的な経過等は事案により様々であるが、本事業の活用によって、以後、事案が終息に向かっているという報告を受けている。</li> <li>・希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」を実施し、専門家からの助言指導や事例研究等を通して、若手教員の学校問題解決対応能力の育成を図るとともに、本事業の周知を行っている。令和元年度のアンケート結果では、87.0%の参加者から「よかった」との回答があり、「いじめ、虐待に対する法的対応や発達障害の疑いのある子どもや保保者への対応について、専門家の知見を聞き、とても有意義な研修だった。」などの高い評価を得た。</li> <li>・引き続き、学校等が本事業を活用できるよう周知に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の活用に向けて <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの一層の簡素化</li> <li>・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知</li> <li>・研修の充実 等</li> </ul> </li> <li>事案の把握に向けて <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課等に向けた聞き取り調査の実施</li> <li>・月次調査等によるより積極的な情報収集</li> <li>・研修会を通じたニーズの把握 等</li> </ul> </li> <li>上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
4 ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	・令和元年中において、340回の相談を受理した(前年比±0回)。	・相談受理回数が、前年と同数であり、依然高水準である。	・広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。
5 いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒課	<p>・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体の代表者及び会長(千葉県教育委員会教育長)をもって構成された連絡協議会を令和元年8月9日に開催し、各機関等によるいじめ防止対策等、有意義な情報交換、意見交換が行われた。またネットいじめ対策について協議した。</p> <p>・担当者会議に設置した、ネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」を、令和元年5月17日及び同7月2日に開催してネットいじめ対策について協議し、本協議会において報告を行った。その後、令和2年1月16日に3回目を開催し、令和元年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。</p>	<p>・会議では、各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことができ、今後のより円滑な連携の在り方について確認することができた。また、ネットいじめについて関係機関から説明があり、現状を共有することができた。その他、協議の中では、SNS相談についての質問があり、ツールについての共有と周知をすることができた。</p> <p>・参加機関等が44と多いため、事前に各機関等の取組をまとめた資料を作成することにより、会議の効率化を図ることができた。</p> <p>・いじめ問題の背景にある、学校の教職員の専門性では対応しきれない様々な複雑な要因に、関係各機関等が連携協力して対応するための、より実効性のある協議会にしていくことが今後の継続した課題である。</p> <p>・ネットいじめに対する各機関・団体の取組について、ホームページ等で周知した。</p>	<p>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から7月27日にメールにて「いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。また、令和2年度も引き続き複数回「ネットいじめ専門部会」を行い、ネットいじめ対策について協議する。本連絡協議会では、メールにて情報交換を行い、各機関・団体の連携を図っていく予定。</p> <p>・参加機関等の取組については、事前に資料にまとめるだけでなく配付することによって、効率化に努める。</p> <p>・今年度については、コロナいじめに対する各機関・団体の取組についても共有を図る。</p>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

No.	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
6	道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅱ」「明日への扉Ⅲ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。</li> <li>特色ある道徳教育推進校の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校が、県作成教材等を活用した授業研究を推進し、幼稚園、小・中学校、高等学校で授業公開が行われ、学校種を越えた参観者があり、道徳性の育成を図るため、意見交換と研究協議を行った。</li> <li>令和元年度は道徳教育懇談会を4回開催し、県独自に策定している「道徳教育推進のための基本的な方針」の改訂を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は県内の公立小・中学校（千葉市を除く）の約80%で年間指導計画に位置付けられている。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用率は100%となっている。小・中学校における映像教材の活用率の向上に向けて、教科化による検定教科書での指導が中心としつつも、<u>引き続き年間指導計画への位置付けと活用を促していきたい</u>。また、高等学校も研修や学校訪問などを通して活用を促していきたい。</li> <li>特色ある道徳教育推進校では、小学校2校、中学校1校、高等学校3校において公開授業を実施した。中学校では、いじめ問題について地域の方とともに考える学習を展開するなど、特色ある取り組みが見られるとともに、学校種を越えた参観、感想交流も行われた。</li> <li>改訂した基本方針には、学習指導要領の改訂に対応し、学習内容に「相互理解、寛容」など、いじめ防止に資する道徳の内容項目を追加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度にオリンピック・パラリンピック教育と関連し、「思いやり、親切」「相互理解、寛容」「国際理解」等について学習する映像教材を作成し、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校に配付したので、活用を促していきたい。</li> <li>特色ある道徳教育推進校については、令和2年度も幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校を指定し、研究継続2年目となる研究指定校の全校が県作成の教材等を活用した授業公開を行う予定である。</li> <li>特色ある道徳教育推進校においての実践研究や道徳に関する各種研修会等をとおして、各学校において「考え、議論する道徳」への質的転換を意識した授業を展開できるよう研修等を充実させていく。</li> <li>改訂した基本方針をリーフレットにまとめ、県内公立学校（千葉市を除く）の教員に配付したので、研修会等を通じて更なる周知、活用を促していく。</li> </ul>
7	いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にすることを心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為（児童虐待、DVを含む）等の人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちを大切にすることを大切にするキャンペーンは、すべての公立学校（千葉市立を除く）で実施した。</li> <li>各学校では、「いじめの問題」や「命の大切さ」について児童生徒が主体的かつ真剣に考えることができる活動を重視して学校の実態に応じて取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちを大切にすることを大切にするキャンペーンにおいて、いじめをテーマにした学校割合は、小学校で96%→98%、中学校で94%→98%、高等学校で81%→77%、特別支援学校で92%→100%と高等学校以外は、本キャンペーンでいじめ問題を扱った割合は増加している。</li> <li>※高等学校については「命の大切さ」について扱った学校が73%→80%に増加している。</li> <li>多くの項目で実施率が増加していることから、各学校が実態を把握して取り組んでいることがわかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちを大切にすることを大切にするキャンペーンは、条例の施行とともに、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で広報に努める。平成31年度から、SOSの出し方に関する教育を、県独自資料等を活用し、いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン内で、4月中に必ず実施するよう各校へ依頼済みである。（実施状況については現在調査中である）今後も、効果的な取組事例を紹介し、内容の充実を図れるよう努めていく。※本年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校で実施時期の変更を検討中である。</li> </ul>
9	いじめ対策等生徒指導推進事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員・SSWの研修、教育相談研修等講師紹介事業等を通して、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した支援の整備に係るネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校支援事業」としては、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質・力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図った。</li> <li>子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子供に対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校支援事業」においては、教職員の資質・力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。</li> <li>子どもと親のサポートセンターで開催する事業は参加者から良い評価を得ている。しかし遠方の子供や保護者は参加しにくいとの声がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、市町村教育委員会等との連携を更に充実させる。</li> <li>福祉関係機関（児童相談所・市町村福祉担当課等）とのネットワークの構築や、総合教育センター特別支援教育部との連携支援を充実させる。</li> <li>「進路選択サポートセミナー」の地域開催の充実を図り、進路選択に関する情報発信の場を広げる。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
10 不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提供を行う。	児童生徒課	<p>・令和元年度は125校(中学校124校、小学校1校)を不登校対策推進校として指定した。校内の不登校児童生徒支援教室へは、1109名(1校当たり平均8.9名)の児童生徒が通室しており、その内、170名(平均1.3名)の児童生徒が原籍学級へ復帰することができた。復帰率は15.3%であった。</p> <p>・平成30年度に新規に指定された不登校対策推進校を中心に学校訪問をし、不登校児童生徒支援教室の運営状況について、把握に努めた。</p> <p>・「地区不登校等対策拠点校」を12校指定し、「地区不登校等児童生徒サポートセンター」を設置した。訪問相談担当教員12名が、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、学校復帰を目指すための相談・援助を実施した。相談・援助を行った件数は延べ9,491件、電話対応は延べ7,300件で、そのうち459件が好転した。</p>	<p>・不登校対策推進校のうち74校において、不登校児童生徒が、原籍学級に復帰できた。しかしながら、51校においては、原籍学級への復帰できていない現状がある。</p> <p>・1校当たり平均利用者数は、8.9名であり、利用者数の増加により、教室の学習環境の確保等が課題となっている学校があった。</p> <p>・不登校児童生徒が不登校児童生徒支援教室へ登下校する際、他の生徒の目に触れないような配慮をするなどの各学校での運営上の工夫が、不登校対策推進校の訪問によって確認された。また、教室内には学校行事の予定や時間割などが掲示されており、原級学級との関わりが途切れないような工夫がされていた。</p> <p>・相談担当教員一人当たりの携わる件数が多く、十分な対応が難しい場合がある。</p>	<p>・令和2年度から、不登校対策推進校を不登校児童生徒支援推進校と名称を変更し、より一層の不登校児童生徒の支援の充実を図る。</p> <p>・教育事務所と連携し、不登校児童生徒支援推進校の不登校児童生徒支援教室の活用状況を把握する。その結果を分析し、広めることでより効果的な活用を促す。</p> <p>・教育事務所ごとに行われるケース会議等を通してスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーと訪問相談担当教員が情報共有し、関係機関との連携を深めることで、支援を希望する学校、児童生徒とその家庭に対して適切に対応できる環境づくりをさらに進めていく。</p>
9 スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	<p>・学校派遣活動においては、20校の中学校へスクール・サポーターを派遣した(前年度比+5校)ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。</p>	<p>・問題解決の長期化や小学校からの要請があるなど、学校からの派遣要請が増加しているため、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。</p>	<p>・関係部局の理解を得ながらスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題を含め問題を抱えた学校への支援活動を行っていく。</p>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
12 SOSの出し方に関する教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県独自指導資料を一部改訂し、4月に県内全公立学校（千葉市を除く）へ活用を依頼した。</li> <li>・夏季休業日前の7月と夏季休業明けとなる8月に、県内全公立学校（千葉市を除く）へ各学校の実態に合わせて活用を依頼した。</li> <li>・6、7、8、12月に「悩んでいるあなたへ」（相談窓口の連絡先を記載したレジュメ）を県内全公立学校児童生徒へ配付した。</li> <li>・指導資料について、11月に中高生を対象とした動画データを作成し、県内の公立中等高等学校に活用を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSの出し方に関する授業について、指導資料を作成したことで、各学校での指導の充実を図れたと考える。</li> <li>・今後、より学校の実態に合わせて指導資料の改訂を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止啓発強化月間の4月が臨時休校であったため、<b>学校再開後速やかに実施できるように</b>、千葉市を除く全校でSOSの出し方に関する教育の実施を依頼し、全県でSOSを出す機運を高める。</li> <li>・指導資料についてもスクールカウンセラースーパーバイザー会議で協議した事項を踏まえ、改定を行い、各学校へ通知する。</li> </ul>
再掲 1 教育相談事業	子供（小・中・高校生など）、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供（小・中高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。</li> <li>・相談総数14,502件のうち、いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が485件（+28件）、Eメール相談が10件（-4件）であった。来所相談では主訴が「いじめ」の延べ件数は8件、主訴が「いじめが背景にある不登校」の延べ件数は85件であった。</li> <li>※（）内は昨年度比</li> <li>・電話相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、幼児が6件、小学生が198件、中学生が129件、高校生が133件、その他が19件であった。</li> <li>・子どもと親のサポートセンターでは、教育相談の総合窓口として、必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行ってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを主訴とする相談件数は、Eメール相談で減少したものの、電話相談と来所相談で増加している。特に相談電話については、県民、保護者、教職員（学校）に対して、「子サポ・フリーダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後も教育相談事業、「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である</li> <li>・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。</li> <li>・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業（教育相談セミナーⅠ・Ⅱ）で資料（リーフレット）を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底をする。</li> <li>・教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際には詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。</li> <li>・今年度より、校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制の更なる構築に向けた意識の高揚を図る予定である。</li> <li>・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。関係機関との連携をより推進していく。</li> </ul>
再掲 2 24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談総件数は、9,229件（-171件）で、本人からの相談が1,804件であった。電話相談総件数のうち、24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は2,013件（+315件）であった。</li> <li>※（）内は昨年度比</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校が休校した影響で、平年よりも相談件数は減っているが、「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒に周知されてきたことがわかる。</li> <li>・相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者や委託業者間で共通理解を図りながら対応することができた。</li> <li>・多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のニーズに応じた相談事業が実施できるよう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。</li> <li>・リピーターや学校への抗議（いじめ問題を含む）等丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。</li> <li>・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。</li> </ul>
再掲 4 ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年中において、340回の相談を受理した（前年比±0回）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受理回数が、前年と同数であり、依然高水準である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
13	各種会議等の開催（指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会）	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	児童生徒課	<p>・各教育事務所の生徒指導担当指導主事の会議を5回、公立高等学校の生徒指導主事の協議会を2回開催し、県のいじめ防止対策推進条例や千葉県いじめ防止基本方針の改定内容の説明等を行った。各学校のいじめ防止対策がさらに充実するように努めた。</p> <p>・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の人権教育担当者、各教育事務所の学校人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。</p>	<p>・県いじめ防止基本方針の改定について周知することにより、各学校のいじめ対策のさらなる充実に資することができた。また、公立高等学校の生徒指導主事を集めた協議会では、情報モラル教育についての講話を実施し、ネットいじめに対する各学校の取組や具体的な事例への対応について、参加者が理解を深めることができた。</p> <p>・県いじめ防止基本方針を踏まえた、学校いじめ防止基本方針の見直しを推進し、いじめの認知、学校の指導体制の点検・整備など、いじめ防止対策についての理解を、より一層深める必要がある。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題についての情報を共有するなど、学校人権教育の全県的な推進を図った。</p> <p>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」といった人権教育に係る法律が出されている。「障害者」「外国人」「同和問題」等が学校の中でも喫緊の課題になっており、<u>偏見や差別によるいじめが発生しないよう学校としての組織的な取組をより一層推進していく必要がある。</u></p>	<p>・各協議会において、いじめ問題の対応力を高めるため、いじめ重大事態の事例を踏まえた具体的なテーマ等を設定するなどして、協議内容の一層の充実を図る。</p> <p>・インターネット関係の問題行動が増加しており、生徒・職員及び保護者を対象とした研修など、各学校で成果をあげている取組や、関係機関との連携について、積極的に情報を共有・交換する場を設けていきたい。</p> <p>・管理職や人権教育担当者に対し、人権感覚を高めるためのワークショップや参加体験型の実践的な人権教育の研修や様々な喫緊の人権課題に応える研修のより一層の充実を図る。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、伝達講習等をととして各学校に共通理解を図る。</p> <p>・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針を受け、不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進が図られるよう、状況の把握に努めるとともに、組織的・計画的な支援として「チーム学校」体制の整備を推進する。</p>
			特別支援教育課	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年2回（6/6、11/7）実施し、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換及びいじめ防止対策の推進についての周知を図った。加えて学校警察連絡制度やネットパトロールについての講話、特別支援学校における生徒指導についての実践発表等、各学校の喫緊の課題についての参考となる内容の研修を行い、生徒指導主事の資質向上を図った。</p> <p>・「千葉県いじめ防止基本方針」をもとに、各学校の「学校いじめ防止基本方針」の見直し、いじめ防止対策の着実な取組を組織的に機能させることを促した。</p> <p>・児童生徒への出前授業や職員研修などに活用できる関係機関の一覧（学習指導課とりまとめ）を配付し、「スマートフォン・SNSに関するトラブルと対策」等の情報モラルについて、各学校で生徒指導の充実が図られるよう指導した。</p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各学校の喫緊の課題について協議することで、具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>・特別支援学校の高等部においては、<u>ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加しており、今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。</u></p> <p>・各学校のいじめの認知、指導体制の点検・整備など、<u>いじめ防止策についての理解を、より一層深める必要がある。</u></p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、引き続き喫緊の課題に関する協議や、最新情報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。</p> <p>・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。</p>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14 研修事業	(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をととした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校12校、市町村立小・中学校及び教育委員会等69校、合計81校で研修を実施した。</li> <li>受講者数は、講演が13,737名、研修は943名であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員研修では、児童生徒の話合い活動を中心とした学習活動を展開するすることによって、一部の専門知識をもった教員だけでなく、どの教員で、指導できる授業力を身に付けさせることができた。</li> <li>児童生徒及び保護者を対象とした、講演では、話合い活動を中心に進めたため、主体的かつ意欲的に取り組んでいた。また、自らが状況を的確に判断し、情報モラルを身に付ける必要性を実感させることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師派遣対象校数を増加するとともに、派遣対象校を、小・中・義務教育・高等学校に新たに特別支援学校を加える（県立学校30校、市町村立学校70校、合計100校）。</li> <li>研修及び講演会の内容を充実させる。</li> </ul>
	(総合教育センターの研修事業) ・初任者研修、経験者研修、新任校長研修、新任教頭研修、教務主任研修等でいじめの問題を扱っている。 ・中堅教員サポート塾という研修事業で、「いじめ対応について」という主題で研修を行っている。 ・初任者研修や教育情報化推進リーダー養成研修で情報モラルについての研修を行い、メディア教育指導者研修等でもSNSによるトラブル事例やネットいじめ防止について扱っている。	総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止について取り上げた研修は24事業であり、研修参加者は5,605名であった。その中で、いじめに特化した研修が実施されたのは17事業であり、研修参加者は3,542名であった。初任研、5年研等のライフステージ研修に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任研修で、いじめに特化した研修を取り入れ、各層で経験に応じた研修に努めた。具体的にはいじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。</li> <li>学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質、能力の向上を図るために実施している休日開放事業では、令和元年度もいじめ対応についての研修を行った。</li> <li>学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者219名に指導助言を行った。</li> <li>情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修やメディア教育指導者研修でも項目として取り上げた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応の研修参加者の前期層(経験1年～10年)の教員の割合は約80%を占めている。学級担任として、広いいじめを見抜く力量を高める視点での研修により、いじめの早期発見に成果を挙げることができている。研修成果を校内研修等の場を活用して周知し、共有していくことが必要である。</li> <li>研修後に、「組織として対応することや未然防止の大切さがわかった」などの声が多く寄せられ、いじめの未然防止の大切さ、いじめ対応の仕方などの理解へとつながった。</li> <li>ネットいじめ防止については、平成28年度調査研究事業として、「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果から、講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議を入れた演習等を多く取り入れていくことにより、研修全体の質の向上を図っていく。特に後期層の研修参加者には、広く保護者や地域で研修内容を還元していくように周知し、いじめ防止への取組を強化していく。</li> <li>教職経験6年目までの若手教員を対象にした研修事業から教職経験7年から20年までの中堅、ベテラン教員を対象にした研修事業で、いじめ問題に関する内容の研修を取り上げ、いじめ防止の取組の充実、教職員の指導力の向上を図っていく。</li> <li>平成28年度の「SNS利用に関する指導モデルプラン」(「SNS提示ツール」など利用教材などを含めたパッケージ)として総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。今後は、更なる活用を目指し、周知、共有していくことが必要である。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

No.	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14	研修事業	(子どもと親のサポートセンターの研修事業) 生徒指導リーダー育成研修や教育相談基礎研修・上級研修・教育相談コーディネーター養成研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。	子どもと親のサポートセンター	・いじめを予防する手立てとして、構成的グループエンカウンター等を学ぶ機会を設定し、学校現場での集団づくりに役立つ研修を実施した。 ・いじめが起こってから事後対応を学ぶだけではなく、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容を実施した。 ・いじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての研修を実施した。	・より幅広い視点からいじめを理解できる研修を企画した。 ・いじめの構造について具体的な事例から学べる研修を実施した。被害者や加害者のその後を追い、それぞれの心境を手記を通して考える研修は、受講者の学びとなった。	・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。
		(いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応についての研修を実施するとともに、いじめ問題に組織で対応するための資質の向上を図る。また、いじめの未然防止や早期発見に向けた有効な活動の実践例をもとに研修を行い、いじめの重大事態を防止するために学校職員と連携した対応の在り方を習得する。 児童生徒の自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図るとともに、児童生徒の自殺に係る事後対応について、適切な対応に必要な知識の習得と理解を図り、各学校において児童生徒の自殺予防対策の推進者としての資質の向上を図る。	子どもと親のサポートセンター	・令和元年度は、千葉市を除く公立の全小・中・義務教育・高等・特別支援学校等の生徒指導担当の教諭を対象に、県内6会場に分けて実施した。県の施策説明、大学教授等の講演、さらに県スクールカウンセラースーパーバイザーの話やいじめ問題に取り組む先進校の発表等を行った。	・いじめ防止対策推進法や県いじめ防止対策推進条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理の在り方について、各学校のいじめ防止等の対策として活躍が期待できる教育相談担当を対象に説明する機会ができたことで、いじめを積極的に認知し、早期に解決するという考え方を浸透させた。	・令和2年度は、5年間の研修が終了したいじめ問題対策リーダー養成集中研修と合わせて、いじめ問題に対処する力を育成するための後継研修として、スクールロイヤーを講師として「いじめ・児童虐待の法的対応」について学ぶ研修を組み込む。
		(いじめ問題対策リーダー養成集中研修) 各学校のいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応について、必要な知識、技術、マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。	子どもと親のサポートセンター	・県立鴨川青年の家において、2泊3日の研修を実施した。研修には、県内の小・中・高等・特別支援学校の教員235名が参加し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する講義や演習などを集中的に行った。	・研修では、専門的な知見を有する大学教授等の多彩な講師陣から講義を受け、その後、テーマをもとに、班別協議を行う参加型の研修形態を重視した。 ・宿泊の中で、異校種、他地域の教職員との交流が図られた。 ・班別協議の班編成や人数を工夫したことで、活発な意見交換がなされ、協議も深まった。	・平成27年度から5年間で、千葉市を除く全公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の教職員が参加した。令和元年度の研修をもって終了。 ・令和2年度にむけて、いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会と合わせた後継研修を計画する。
15	教育相談等講師紹介事業	生徒指導上の諸課題解決のために、教職員や保護者及び教育関係者が発達に即した子供理解を深め、子供との関わり方の学びを支援することを目的として、学校等が行う生徒指導、教育相談及び家庭教育に関する研修会等に講師を紹介する。	子どもと親のサポートセンター	・専門的な知識や技能をもった大学教授、精神科医、民間人、スクールカウンセラー等、61名が講師として登録している。 ・令和元年度は24件の活用があり、教職員の研修、事例検討会等に活用された。	・本事業の前身である「スクールアドバイザー事業」に比べ、実績は大きく減少している。学校等が、昨年度と同じ講師を依頼する場合には、本事業を利用しないことが考えられる。また、本事業に予算がついていないにもかかわらず、翌年の講師登録に係る経費等が一定額必要となっていること等からも、令和2年度の利用状況によっては、事業の継続について検討する必要がある。	・平成30年度末をもって廃止となったスクールアドバイザー事業の後継として、講師の紹介等を継続的に行っていく。(予算はついていない)
16	いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	・令和元年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、全学校種で303名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。	・適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、継続的な指導に努め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めている。 ・人的措置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれしていない。	・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

No.	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
17	特別非常勤講師配置事業（臨床発達心理士等含む）	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	・令和元年度は、31校に59名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じてより適切な指導支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	・59名のうち、臨床心理士4名、臨床発達心理士4名を配置したことにより、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。	・教職員の専門性の向上に向け、専門家の配置をした学校は継続し、配置をしなかった学校については、事業の周知と配置した学校での具体的な指導・支援について、情報共有を図っていく。 ・いじめの案件が上がった時の児童生徒の心理的なケアのために、県精神保健福祉センターや県子どもと親のサポートセンターなどの機関と連携して対応していけるように学校に周知していく。
18	いじめ防止対策等推進事業（スクールカウンセラーの配置）	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー（SC）として学校に配置する。	児童生徒課	・千葉市を除く全公立中学校（321校）及び県立高等学校80校のスクールカウンセラー配置に加え、問題行動等の低年齢化に伴う小学校への対策として、スクールカウンセラーを150校、教育事務所等に11名を配置した。また、中学校重点校として5校（各教育事務所管内に1校ずつ）は、スクールカウンセラーを週2日配置とした。高等学校においては、グループ化を図り、未配置校への対応をしやすくした。	・スクールカウンセラー配置校においては、教育相談体制をより一層充実させることができ、児童生徒のカウンセリングや、保護者からの相談に対する助言・援助、また教職員への助言・援助などにより、問題行動等の早期発見や早期対応に向け、スクールカウンセラーは効果的に機能している。 ・小学校は配置校数が少なく、各自治体独自配置のスクールカウンセラー等の配置状況により教育相談体制の充実度に地域差がみられる。 ・中学校・高等学校は相談数が多く、配置時数の中で職員への連絡等に充てる時間の確保が難しい。 ・高等学校の未配置校については、グループ化を活用しているものの相談の機会を得にくい状況が続いている。 ・スクールカウンセラーの人材確保については、地域による格差が見られる。	・小学校配置を150校を維持する。地域の状況を考慮しながら、配置事業の効果の検証を踏まえつつ、今後もスクールカウンセラーの配置の充実を図っていききたい。 ・高等学校においては、問題行動等を多く抱える学校に配置し、未配置校に対しては、ペアの配置校を設置した。ペアの配置校からの派遣として、月1回程度、年間10回の継続的な派遣を行うことで、教育相談体制の充実をめざしていく。 ・小中学校及び高等学校においてスクールカウンセラーの配置時数の拡充及び人材の確保、適性配置に努めたい。
19	スクールカウンセラー配置校（私立学校）への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。私立学校62校に対して34,396千円を交付した。	・いじめや不登校等について、学校側の初期対応が不十分なため、事態が悪化する場合がある。そのため、教育相談体制を構築し、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。	・定期的に事業の活用を周知するとともに、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。
20	いじめ防止対策等推進事業（スクールソーシャルワーカーの配置）	問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置している。	児童生徒課	・令和元年度は、小中学校に18校、高校に21校（地域連携アクティブスクール4校含む）計39校に配置した。また、9月より、虐待に対応するための緊急対策としてさらにスクールソーシャルワーカーを5名増員し、各教育事務所に1名ずつ配置した。 ・スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに応じて、問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけや関係機関等の連携・調整を行った。具体的には、ケース会議で福祉的な立場からの支援方法を提案したり、関係機関を訪問し連携できる内容を確認した。	・学校だけでは解決困難な問題や、児童生徒の家庭に係る課題が複雑化しており、スクールソーシャルワーカーの活用が今まで以上に図られるようになった。 ・スクールソーシャルワーカーの活動範囲が広く、支援対象となる学校数も多い。今後、更なる配置の充実を図る必要がある。	・スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために、今後も具体的な活用例などを紹介するなどして、学校等への周知を工夫していく。 ・課題を持った児童生徒に対して適切かつ迅速に対応するためにスクールソーシャルワーカーの配置の充実をめざす。 ・令和2年度は、臨時休業明けに悩みやストレスを抱える児童生徒が増加することが想定されるため、学校再開後の1か月に配置日数を増加し、重点的に配置した。

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
21	地域連携アクティブスクールの設置（スクールソーシャルワーカーの配置）	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	児童生徒課	㊦	・様々な困難を抱えた生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの配置によりきめ細かな校内体制の充実が図れている。	・地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカー継続配置に努めたい。
再掲 3	学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、学識経験者等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒課	・本事業は、平成22年度より運用を開始し、令和元年度は、2件の案件について協議し、児童生徒課生徒指導いじめ対策室を通じての相談であった。 ・学校問題の未然防止・早期解決に資する若手教員対象の研修を実施した。本研修では、学校問題対策支援チーム専門家による「学校現場の危機管理（学校問題解決対応能力の向上に向けて）」をテーマとした講演会を実施し、いじめ防止対策についても扱った。 ・学校の職員研修に学校問題解決支援対策事業の担当職員を派遣する等、ノウハウの普及に努めている。	・運用開始からこれまでに計49件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、普段聞くことのできない弁護士等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。解決に至るまでの時間的な経過等は事案により様々であるが、本事業の活用によって、以後、事案が終息に向かっているという報告を受けている。 ・希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」を実施し、専門家からの助言指導や事例研究等を通して、若手教員の学校問題解決対応能力の育成を図るとともに、本事業の周知を行っている。令和元年度のアンケート結果では、87.0%の参加者から「よかった」との回答があり、「いじめ、虐待に対する法的対応や発達障害の疑いのある子どもや保護者への対応について、専門家の知見を聞け、とても有意義な研修だった。」などの高い評価を得た。 ・引き続き、学校等が本事業を活用できるよう周知に努める。	事業の活用に向けて ・手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 ・研修の充実 等  事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の実施 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 ・研修会を通じたニーズの把握 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。
再掲 11	スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	・学校派遣活動においては、20校の中学校へスクール・サポーターを派遣した（前年度比+5校）ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。	・問題解決の長期化や小学校からの要請があるなど、学校からの派遣要請が増加しているため、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。	・関係部局の理解を得ながらスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題を含め問題を抱えた学校への支援活動を行っていく。

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
22 いじめ防止対策等推進事業（いじめ防止対策等に関する啓発資料作成）	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に作成した、いじめに対する考え方や、相談窓口等について記載した、児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」（名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類）を改訂し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校（小・中学部）（千葉市を除く。）の小学1、4年生、中学1年生に、それぞれ必要な種類を配付した。</li> <li>平成30年度に改訂した、「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公立の小・特別支援学校（小学部）に配付した。</li> <li>また、同年度に作成した、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校（小・中学部）小学1、4年生、中学1年生に配付した。（いずれも令和元年度入学・進級児童生徒・保護者用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ防止啓発カード」は、表面では「いじめは絶対に許さない」という強い決意と、いじめに対する「4つの勇気（はなす勇気、やめる勇気、とめる勇気、みとめる勇気）」を示し、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけており、裏面では「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。</li> <li>教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。</li> <li>教職員向けリーフレットを配付することで、いじめ防止基本方針の周知を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報、各種研修での指導・啓発資料の活用、活用例の紹介など様々な機会を通して、効果的に活用されるよう努めたい。</li> <li>令和元年度、見直した防止啓発カードのデザインに、これまでの相談窓口の周知と共に、令和元年度より開設したSNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。配付対象は、小学1年、4年、中学校1年生とし、配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。</li> <li>令和2年度に入学・進級する児童生徒用に「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。</li> <li>令和2年度入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。</li> </ul>
23 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料の活用を促進し、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力向上を図る。県内の公私立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、及び公立高等学校等を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料としたりするなどの有効的な活用を促進する。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用推進</li> <li>いじめ問題の対策として、子供の変化チェックポイント等を収録した「いじめ」（小学校編）を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」（小・中学校編）を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。</li> <li>年度当初に、本プログラムを学校便りやPTA活動等で活用促進するように市町村教育委員会等に依頼するとともに、啓発用ポスターの掲示についても依頼する。</li> <li>11月第3日曜日の「家族の日」とその前後の「家族の週間」にあわせ、本プログラムの中から、特に「親子のコミュニケーション」や「子どもとの会話や過ごし方」等について活用するよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等に依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年だよりや保護者会の資料作成に本プログラムが活用された。</li> <li>より多くの教職員が年間を通じて活用できるように周知する時期などを工夫する必要がある。</li> <li>スマートフォン・携帯電話などの使用については、社会や家庭における使い方が変化するので、適時見直しを検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度も引き続き活用の促進に努め、より多くの教職員が年間を通じて手軽に活用できるよう、活用例を掲載した職員室掲示用チラシを作成し、各学校に送付する。</li> <li>本プログラムの内容について適宜見直しを図っていく。</li> </ul>
24 ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の運営</li> <li>子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載している。</li> <li>本ウェブサイトの周知を図るため、啓発チラシを作成し、各教育事務所の社会教育主事経由で学校の担当者等に配布する。</li> <li>携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。令和元年度のホームページの更新件数は42件であった。</li> <li>市町村や各種団体や保護者へ、サイトの周知に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度も引き続き、家庭教育推進委員会をとおして、家庭教育にかかる関係各課の取組や情報の収集・共有化を図るとともに、外部コンテンツ等へのリンクを含め、家庭教育に関連する各種取組をウェブサイトから発信する。</li> <li>保護者への周知について、家庭教育リーフレットに紹介記事を掲載して一層の周知を図る。</li> <li>市町村で家庭教育に関する相談を担当している方々が参加する研修講座において、本ウェブサイトを周知する。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
25 人権啓発活動推進事業	児童・生徒の学校におけるいじめ、及びそれを原因とした自殺が発生しており、県としても人権啓発の観点から早急な対応が必要と考え、国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り、人権啓発ビデオの貸出し、人権問題講師紹介事業、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施している。	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し: 貸出件数42件(視聴人数6,499名)</li> <li>人権問題研修会支援事業: 学校等への講師紹介実績 16件(参加人数5,418名)</li> <li>スポーツ組織と連携・協力した啓発活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・千葉)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>日時: 令和元年9月14日(土)</li> <li>場所: フクダ電子アリーナ</li> <li>内容: 啓発グッズの配布等</li> </ul> </li> <li>ポスターの作成・配布                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>配布先: 県内小・中・高等学校等</li> <li>配布数: 5,000枚</li> <li>内容: ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、いじめゼロ宣言みんなで「人権サポーターになろう。」のメッセージとともに、相談連絡先の周知を図った。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの貸出しにより、学校等においてDVDを効果的に活用した啓発活動が行われた。</li> <li>ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新やSNS等の手法の多様化が日々進んでおり、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすい。</li> <li>講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。</li> <li>ポスターには、24時間子供SOSダイヤル及び子どもの人権110番(法務局)を掲載し、県内各小・中・高校等に3枚配布した。配布先におけるアンケートでは、「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」(約54%)、「興味を持って見ることができ、連絡先を知るきっかけとなった」等の意見が寄せられた。</li> <li>新たに小さいサイズのポスターも配付した結果、小さいポスターを再送してほしいとの意見があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発DVDに関しては、随時ライブラリーの更新を検討する。</li> <li>学校等の配布先の意見を聞きながら、ポスターのサイズやデザインについて検討する。</li> </ul>
26 子ども・若者育成支援事業 (子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布)	困難を有する若者を適切な支援に結び付けるため、ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット、ポスターを各支援機関・学校等において配付する。	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ライトハウスちば」のリーフレット・ポスターや「子ども・若者のための相談・支援機関ガイド」を配付し、市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難を有する若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。</li> </ul>
27 青少年総合対策本部事業 (青少年を健全に育てる運動ポスター作成・配布)	青少年の健全育成を目的として、国・県関係機関及び市町村等と連携してポスターの掲示等により啓発活動を行う。	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の青少年相談機関が掲載された、本運動を周知するためのポスターを2,500部作成し、相談機関や教育機関などに対して配布を行った。</li> <li>ホームページによる広報や市町村等を通じた運動の周知に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く関係機関などに対して啓発することができた。今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。</li> </ul>
28 非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年年中において、364回開催した。(前年比-24回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において、深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。</li> </ul>
29 学校人権教育指導資料の配付(第40集) 大切な自分大切なあなたの発行配付	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教員の人権意識を涵養し、全ての教育活動を人権教育と言う視点で見直してもらおう。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、それを実行できるようになることにつなげる。	児童生徒課 人権教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度より、県内公立・幼・小・中・高・特別支援学校・義務教育学校の全ての教員に配付(45000部)するとともにHPに掲載している。</li> <li>内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。5年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきたので、5年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、80%を超える活用が確認されている。</li> <li>人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながっていると考えられる。</li> <li>リーフレットであるため、紙数が限られ、各種人権課題について具体的方策を掲載できないという問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度も、指導資料第41集を作成し配付する予定である。</li> <li>特定の人権課題について深く扱い、10年計画程度で各種人権課題を網羅することも検討する。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
新35 教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取り組みを紹介し、広く県民に対し周知を図る。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢気球vol.58(6月号)及び県教委ニュース(7月号-1)に夏休み期間中のLINEを活用したSNS相談窓口(そっと悩みを相談してね~SNS相談@ちば2019~)を開設することを掲載した。</li> <li>・県教委ニュース(7月号-2)に令和元年7月に県教育委員会と県弁護士会が協定書を取り交わし、スクールロイヤー活用事業を開始することとその事業内容について掲載した。</li> <li>・県教委ニュース(3月号)に令和2年1月に開かれた「令和元年度全国いじめ問題子供サミット」に県内各地から選抜された中学生6名が参加して発表を行ったことや参加生徒の感想等を掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢気球は、県内の小・中・高・特別支援学校を通して全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。</li> <li>・県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページにアップするとともに、県立学校及び県立教育機関にメール等を活用して周知している。併せて、市町村教育委員会にも各学校への配信を依頼し教職員に周知している。</li> <li>・いずれも広報媒体としては、規模が大きく、特に夢気球は、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事業への理解を深める上で効果があったと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用して、県のいじめ防止の取り組みや学校での先進的な取り組み事例を児童生徒や県民へ周知するよう努めていく。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
30 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット監視員を2名配置し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会、警察等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(元年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数2,549人、そのうち特に問題のある書き込み49件)</li> <li>・学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(元年度実績:39回、参加者13,538名)また、啓発内容をまとめたリーフレットを25,000部作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、確実に情報提供した。</li> <li>・ネットパトロールの事例や県で実施したSNS意識調査結果等身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り込むことで、インターネット適正利用について、参加者の意識を高めた。</li> <li>・<u>青少年のスマホ利用の低年齢化、フィルタリング利用率の低下を踏まえ、講演対象に応じた講演内容と提示方法を検討する必要がある。また、SNS等における書き込みがどのような場合問題になるかを児童生徒に十分啓発する必要がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールが外部の委託にしたことにより、より専門的な検索によるネットパトロールに加え、誹謗中傷等に対する削除支援など本事業の機能強化を図る。</li> <li>・感染症予防等休校などにより、青少年のネット利用が増加が要因とするネットトラブルを想定し、啓発する。</li> </ul>
		児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活・文化課からの情報提供を受けて該当の県立学校に情報提供し、当該生徒への確認、書き込みの削除、トラブル・問題行動への対応・指導、保護者への連絡、生徒への心のケアなど、適切な対応を依頼している。</li> <li>・児童生徒課は学校に、情報提供を行った案件について対応後に情報提供するように求めており、対応法について学校の相談に乗ったり、必要に応じて指導・助言したりした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生による不適切、不用意な書き込みなど、特に問題のある書き込み(学校に通報が必要な書き込み)等については、減少傾向である。</li> <li>・引き続きSNSの利用にあたって、危機意識が薄いため、情報モラル教育の更なる充実が喫緊の課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において引き続き対応策を検討する予定である。</li> <li>・「情報モラル講習会への講師派遣事業」により、小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校等で行われる教員研修等に講師を派遣し、情報モラル教育の充実を図る。</li> </ul>
		学事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。</li> <li>・学校の指導により、状況の沈静化が図れていると思われる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの利用が低年齢化していることを踏まえ、指導する側の教職員向けの研修の推進に向けた働きかけを進めていく。</li> </ul>
31 青少年非行防止対策事業(非行防止リーフレットの作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の案内等を記したリーフレットを作成し、小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生に配付することにより、非行防止等の啓発を図る。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを小学5年生の保護者及び新中学生の保護者に対して66,000部、新高校生に対して60,000部を作成・配付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ関係機関を含め配付できた。インターネット利用者の低年齢化も踏まえ、インターネットに潜む危険に直面する恐れのある小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生に対し必要な情報が伝わるよう、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や学校、各関係機関の意見等を参考に、より効果的な広報・啓発に努めていく。</li> <li>・ネットいじめ等のインターネットトラブルについてより啓発の強化を図るため、新中学生版及び新高校生版において増頁を行う。</li> </ul>
いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体の代表者及び会長(千葉県教育委員会教育長)をもって構成された連絡協議会を令和元年8月9日に開催し、各機関等によるいじめ防止対策等、有意義な情報交換、意見交換が行われた。またネットいじめ対策について協議した。</li> <li>・担当者会議に設置した、ネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」を、令和元年5月17日及び同7月2日に開催してネットいじめ対策について協議し、本協議会において報告を行った。その後、令和2年1月16日に3回目を開催し、令和元年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議では、各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことができ、今後のより円滑な連携の在り方について確認することができた。また、ネットいじめについて関係機関から説明があり、現状を共有することができた。その他、協議の中では、SNS相談についての質問があり、ツールについての共有と周知をすることができた。</li> <li>・参加機関等が44と多いため、事前に各機関等の取組をまとめた資料を作成することにより、会議の効率化を図ることができた。</li> <li>・いじめ問題の背景にある、学校の教職員の専門性では対応しきれない様々な複雑な要因に、関係各機関等が連携協力して対応するための、より実効性のある協議会にしていくことが今後の継続した課題である。</li> <li>・ネットいじめに対する各機関・団体の取組について、ホームページ等で周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から7月27日にメールにて「いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。また、令和2年度も引き続き複数回「ネットいじめ専門部会」を行い、ネットいじめ対策について協議する。本連絡協議会では、メールにて情報交換を行い、各機関・団体の連携を図っていく予定。</li> <li>・参加機関等の取組については、事前に資料にまとめるだけでなく配付することによって、効率化に努める。</li> <li>・今年度については、コロナいじめに対する各機関・団体の取組についても共有を図る。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

再掲 14	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
		<p>(総合教育センターの研修事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修、経験者研修、新任校長研修、新任教頭研修、教務主任研修等でいじめの問題を扱っている。</li> <li>・中堅教員サポート塾という研修事業で、「いじめ対応について」という主題で研修を行っている。</li> <li>・初任者研修や教育情報化推進リーダー養成研修で情報モラルについての研修を行い、メディア教育指導者研修等でもSNSによるトラブル事例やネットいじめ防止について扱っている。</li> </ul>	総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止について取り上げた研修は24事業であり、研修参加者は5,605名であった。その中で、いじめに特化した研修が実施されたのは17事業であり、研修参加者は3,542名であった。初任研、5年研等のライフステージ研修に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任研修で、いじめに特化した研修を取り入れ、各層で経験に応じた研修に努めた。具体的にはいじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。</li> <li>・学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質、能力の向上を図るために実施している休日開放事業では、令和元年度もいじめ対応についての研修を行った。</li> <li>・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者219名に指導助言を行った。</li> <li>・情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修やメディア教育指導者研修でも項目として取り上げた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対応の研修参加者の前期層(経験1年~10年)の教員の割合は約80%を占めている。学級担任として、広いいじめを見抜く力量を高める視点での研修により、いじめの早期発見に成果を挙げることができている。研修成果を校内研修等の場を活用して周知し、共有していくことが必要である。</li> <li>・研修後に、「組織として対応することや未然防止の大切さがわかった」などの声が多く寄せられ、いじめの未然防止の大切さ、いじめ対応の仕方などの理解へとつながった。</li> <li>・ネットいじめ防止については、平成28年度調査研究事業として、「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果から、講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議を入れた演習等を多く取り入れていくことにより、研修全体の質の向上を図っていく。特に後期層の研修参加者には、広く保護者や地域で研修内容を還元していくように周知し、いじめ防止への取組を強化していく。</li> <li>・教職経験6年目までの若手教員を対象にした研修事業から教職経験7年から20年までの中堅、ベテラン教員を対象にした研修事業で、いじめ問題に関する内容の研修を取り上げ、いじめ防止の取組の充実、教職員の指導力の向上を図っていく。</li> <li>・平成28年度の「SNS利用に関する指導モデルプラン」(「SNS提示ツール」など利用教材などを含めたパッケージ)として総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。今後は、更なる活用を目指し、周知、共有していくことが必要である。</li> </ul>
	研修事業	<p>(子どもと親のサポートセンターの研修事業)</p> <p>生徒指導リーダー育成研修や教育相談基礎研修・上級研修・教育相談コーディネーター養成研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。</p>	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを予防する手立てとして、構成的グループエンカウンター等を学ぶ機会を設定し、学校現場での集団づくりに役立つ研修を実施した。</li> <li>・いじめが起こってから事後対応を学ぶだけではなく、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容を実施した。</li> <li>・いじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての研修を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より幅広い視点からいじめを理解できる研修を企画した。</li> <li>・いじめの構造について具体的な事例から学べる研修を実施した。被害者や加害者のその後を追い、それぞれの心境を手記を通して考える研修は、受講者の学びとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。</li> </ul>
		<p>(いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会)</p> <p>いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応についての研修を実施するとともに、いじめ問題に組織で対応するための資質の向上を図る。また、いじめの未然防止や早期発見に向けた有効な活動の実践例をもとに研修を行い、いじめの重大事態を防止するために学校職員と連携した対応の在り方を習得する。</p> <p>児童生徒の自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図るとともに、児童生徒の自殺に係る事後対応について、適切な対応に必要な知識の習得と理解を図り、各学校において児童生徒の自殺予防対策の推進者としての資質の向上を図る。</p>	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は、千葉市を除く公立の全小・中・義務教育・高等・特別支援学校等の生徒指導担当の教諭を対象に、県内6会場に分けて実施した。県の施策説明、大学教授等の講演、さらに県スクールカウンセラースーパーバイザーの話やいじめ問題に取り組む先進校の発表等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進法や県いじめ防止対策推進条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理の在り方について、各学校のいじめ防止等の対策として活躍が期待できる教育相談担当を対象に説明する機会ができたことで、いじめを積極的に認知し、早期に解決するという考え方を浸透させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、5年間の研修が終了したいじめ問題対策リーダー養成集中研修と合わせて、いじめ問題に対処する力を育成するための後継研修として、スクールロイヤーを講師として「いじめ・児童虐待の法的対応」について学ぶ研修を組み込む。</li> </ul>

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価			
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）	
	(いじめ問題対策リーダー養成集中研修)各学校のいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応について、必要な知識、技術、マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。	子どもと親のサポートセンター	・県立鴨川青年の家において、2泊3日の研修を実施した。研修には、県内の小・中・高等・特別支援学校の教員235名が参加し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する講義や演習などを集中的に行った。	・研修では、専門的な知見を有する大学教授等の多彩な講師陣から講義を受け、その後、テーマをもとに、班別協議を行う参加型の研修形態を重視した。 ・宿泊の中で、異校種、他地域の教職員との交流が図られた。 ・班別協議の班編成や人数を工夫したことで、活発な意見交換がなされ、協議も深まった。	・平成27年度から5年間で、千葉市を除く全公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の教職員が参加した。令和元年度の研修をもって終了。 ・令和2年度にむけて、いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会と合わせた後継研修を計画する。	
再掲 22	いじめ防止対策等推進事業(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒課	・平成27年度に作成した、いじめに対する考え方や、相談窓口等について記載した、児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を改訂し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学1、4年生、中学1年生に、それぞれ必要な種類を配付した。 ・平成30年度に改訂した、「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)に配付した。 ・また、同年度に作成した、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和元年度入学・進級児童生徒・保護者用)	・「いじめ防止啓発カード」は、表面では「いじめは絶対に許さない」という強い決意と、いじめに対する「4つの勇気(はなす勇気、やめる勇気、とめる勇気、みとめる勇気)」を示し、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけており、裏面では「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。 ・教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。 ・教職員向けリーフレットを配付することで、いじめ防止基本方針の周知を図ることができた。	・各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報、各種研修での指導・啓発資料の活用、活用例の紹介など様々な機会を通して、効果的に活用されるよう努めたい。 ・令和元年度、見直した防止啓発カードのデザインに、これまでの相談窓口の周知と共に、令和元年度より開設したSNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。配付対象は、小学1年、4年、中学校1年生とし、配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。 ・令和2年度に入学・進級する児童生徒用に「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。 ・令和2年度入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。
再掲 28	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	令和元年年中において、364回開催した。(前年比-24回)。	・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において、深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。

令和元年度県が実施したいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「6 調査研究」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
32	いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ対策調査会の開催)	大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況その他いじめの関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。令和元年度は、7月11日実施。</li> <li>令和元年度は、県教育委員会が調査主体となって行う重大事態が発生しなかったため、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査は実施していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の方々の御自身の職務における業務のスケジュールが過密なため、会議開催の日時の調整が難しい。</li> <li>調査会当日は、時間が限られているため、一つ一つの施策事業に関して十分な審議ができない面がある。</li> <li>学校主体の事案については、調査主体や調査の進め方、報告書の内容等について意見を聴取しているが、発生件数が増えており、依頼する回数増加により委員の負担も増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査会が開催される前に、各委員に事前に資料を提出し、議論の課題を明確にしておくとともに、調査会当日には、各事業担当者が出席し、効率的に審議が進行するようにする。※本年度は各事業担当者については不参加(電話で質疑対応)</li> <li>重大事態が発生の発生増加、事案の複雑化から、調査を行うことになることが考えられ、その際は速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応をする。</li> </ul>
33	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の公立学校の調査結果を7月に文部科学省に提出。10月17日の全国の結果公表に合わせて、千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県のいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的ないじめの認知が進み、平成30年度のいじめの認知件数は、39,482件となり、平成29年度の35,833件より3,649件増加した。千葉県公立学校の1000人あたりの認知件数は、69.3件と全国平均(40.9件)を大きく上回る結果となった。</li> <li>平成26年4月からのいじめ防止対策推進条例の施行、同年8月の千葉県いじめ防止基本方針の策定を受けて、県を挙げての取組が進む中、この調査を分析することで、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握し各施策等に活かしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。</li> <li>本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置事業についても充実させていく。</li> </ul>
34	SNSを活用した相談事業の実施に向けた調査研究	高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談事業について、先行している他県や、県内の自治体へ視察等により状況の確認をし、その効果について検証をする。	児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月20日から9月3日まで、県内の国公立高校及び特別支援学校の高等部に通学する全生徒を対象に毎日17時から21時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行った。</li> <li>東京都、神奈川県、埼玉県、新潟県、三重県、大阪府、千葉市と情報交換を行い、相談状況を確認するとともに、事業担当者よりSNS相談の効果について聞き取りを行った。</li> <li>指導主事会議や、ネットいじめ専門部会で外部有識者を交え協議を行い、導入時の効果等を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全高校生16万人を対象に実施し、7月には登録するためにカードを配付し、7月20日より9月3日にかけて、SNSを相談を実施した。</li> <li>アカウントへの友達登録者数は、合計928人で、相談受付件数は合計863件であった。</li> <li>令和元年度の実施状況を見て、令和2年度以降の実施規模等を検討し、より効果の高い相談体制の構築に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の成果より県内全中・高校生30万人を対象に年間を通して水曜日と日曜日の17時から21時に実施し、長期休業の最終週から休業明けの週には毎日開設する期間も設け、窓口を開設することとなった。</li> <li>4月には各学校と境域機関にチラシを配布し、7月にはカードの配付を行う予定である。</li> </ul>
再掲9	いじめ対策等生徒指導推進事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員・SSWの研修、教育相談研修等講師紹介事業等を通して、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した支援の整備に係るネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校支援事業」としては、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質・力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図った。</li> <li>子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子供に対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校支援事業」においては、教職員の資質・力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。</li> <li>子どもと親のサポートセンターで開催する事業は参加者から良い評価を得ている。しかし遠方の子供や保護者は参加しにくいとの声がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、市町村教育委員会等との連携を更に充実させる。</li> <li>福祉関係機関(児童相談所・市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や、総合教育センター特別支援教育部との連携支援を充実させる。</li> <li>「進路選択サポートセミナー」の地域開催の充実を図り、進路選択に関する情報発信の場を広げる。</li> </ul>